

緊急車線維持装置について（UN-R178 関係）

● 適用範囲

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のもの

● 改正概要

- 国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 196 回会合において、「緊急車線維持装置に係る協定規則（第 178 号）」が新たに採択されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。（要件は別紙参照）

● 改正時期（予定）

令和 8 年 1 月上旬

● 適用時期（予定）

新 型 車：令和 11 年 9 月

継続生産車：令和 13 年 9 月

- 緊急車線維持装置（ELKS：Emergency Lane Keeping System）とは、車両が車線を維持できるように、ドライバーに警報を発するとともに車両の軌道を補正する装置。
- 2025年6月に国連協定の新規則として成立したことを踏まえ、国内基準にも取り入れる予定。

主な要件

○ 車線逸脱警報に関する要件

- ・ 速度が65km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
- ・ 遅くとも、タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えた時点で警報すること
- ・ ドライバーが気付くことのできる複数の警報（視覚、聴覚等）を発すること

○ 車線逸脱を補正するための機能に関する要件

- ・ 速度が70km/hから130km/hまでの車速範囲で作動すること
（上記範囲から減速時は、65km/h未満に減速するまで作動すること）
- ・ タイヤ外側逸脱量が白線の内側から0.3mを超えて逸脱するのを回避すること
- ・ 補正機能作動時はドライバーに視覚警報を発すること

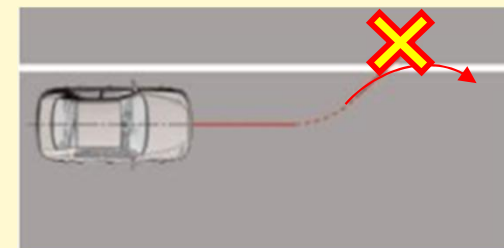
対象車両

乗車定員10人未満の乗用車、車両総重量3.5 t 以下の貨物車

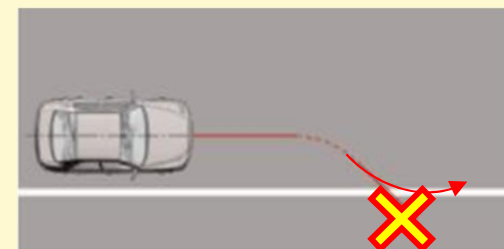
適用日

新型車：2029年9月※ ／ 継続生産車：2031年9月※ ※油圧パワステ搭載車両等は段階的に適用

＜装置の作動イメージ＞



左側への逸脱（例）



右側への逸脱（例）